

参考資料1

平成30年7月1日
PETボトル事業部

(改定日：平成30年7月1日)

本資料は平成30年3月1日にREINSで送付した「平成30年度上期再商品化事業者説明会関連書類」の資料8「PETボトル再生処理施設の変更及び登録申請書類の変更等に関する手続きについて」の修正版です。
平成30年7月1日以降に登録申請書類の変更が発生した場合は、本資料に従ってご対応ください。

PETボトル登録申請書類の変更等に関する手続きについて

確実な再生処理の管理のため、契約後も事業者登録時に提出した登録申請書類一式を実際の再商品化業務の状況に合わせて維持・管理する必要があります。登録申請書類の差替や追加が発生する場合は、下記に従って書類を作成し提出してください。

手続きは、変更する内容によって異なりますので、注意してください。

1. 事業者関係書類の変更について

事業者関係書類の変更は、届出事項変更届に必要な事項を記入し、差替・追加の場合は必要な書類を添付してください。なお、必要書類については資料8-5、引取同意書関連については資料8-6をご覧ください。

(1) 該当書類

書類番号	書類名	書類番号	書類名
1-1	PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書(様式1)	1-6-1	国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書(様式8)
1-2	PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書(様式2)	1-6-2	納税証明書等
1-3	PETボトル再商品化製品引き取り同意書(様式3-1)関連(※量変更のみの場合は不要)	1-7	代表者登録印の印鑑証明書
1-4	登記簿謄本または現在事項全部証明書(法人)あるいは住民票(個人)	1-8	組織図
1-5	財務関係資料	1-9	工程別配員数(様式5)
1-5-1	貸借対照表・損益計算書(法人)あるいは資産の調査(個人)等	1-10	相談役または顧問、ならびに百分の五以上の出資者に関する書類(様式6)(非上場企業または個人の場合のみ)
1-5-2	債務超過事業者等の提出書類	1-11	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(様式9)
1-6	国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書および納税証明書		

(2) 受付期間

区分	平成30年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
届出事項変更届と関連書類の提出	7月31日までは、平成30年の登録資料の差し替え							8月1日以降は、平成31年度の登録資料の差し替え				

※矢印は受付期間

(3) 届出事項変更届が必要な事項

- ① 再生処理事業者の基本情報、工場情報、組織等の変更（代表者が変更になった時には、許認可証・届出、契約書等にも差し替えの必要なものがあります）
- ② 引取同意書の期中の追加・変更
- ③ 操業体制の大幅な変更
- ④ 品質管理体制や品質検査記録の変更
- ⑤ その他、再生処理施設の変更を伴わない登録申請書類の変更

2. 施設関係書類の変更について

施設関係書類の変更手続きは、内容によって手続きが異なりますので、よく確認のうえ手続きをすること。

(1) 該当書類

書類番号	書類名	書類番号	書類名
2-1	設備物質収支(様式A-1、A-2、A-3、A-4)	2-14	原料・製品・残さ保管場所
2-2	設備能力の設定根拠	2-14-1	原料・製品・残さ保管場所位置図
2-3	設備機器リスト	2-14-2	原料保管面積と保管量算出表(様式F)
2-3-1	設備機器リスト(様式C)	2-15	指定可燃物貯蔵取扱い届出書
2-3-2	薬液タンクリスト(様式D)	2-16	一般廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査済証および認定講習修了証
2-4	主要機器の仕様書	2-16-1	一般廃棄物処理施設設置許可証(変更許可証、軽微変更の届出書を含む)
2-5	主要機器の外形図	2-16-2	施設使用前検査済証
2-6	設備ラインフロー図	2-16-3	認定講習修了証
2-7	設備レイアウト図	2-17	特定施設届出状況
2-8	廃水処理設備	2-17-1	特定施設届出一覧表(様式G)
2-8-1	用水、廃水、処理水および排水の水量(m ³ /日)・水質等	2-17-2	特定施設設置届出書および受理書
2-8-2	用水から廃水処理設備にいたる水の系統図	2-17-2-1	水質汚濁防止に関する届出書および受理書
2-8-3	廃水処理設備の処理工程の系統図	2-17-2-2	騒音規制に関する届出書および受理書
2-9	配置図	2-17-2-3	振動規制に関する届出書および受理書
2-10	建物の登記簿謄本(または全部事項証明書)	2-19	品質管理
2-11	建築確認済証	2-19-1	品質検査項目と検査手順書
2-12	土地の登記簿謄本(または全部事項証明書)	2-19-2	品質検査記録
2-13	土地の公図	2-23	建物の賃貸契約書
2-14	原料・製品・残さ保管場所	2-24	土地の賃貸契約書

(2) 変更内容と手続きは以下の通りです。

手続き	変更内容
<p>変更願ひ</p> <p>変更実施前に変更願ひを提出し協会の承諾を受け、施設変更完了後に完了届を提出 (提出方法は、(*1) 参照)</p>	<p>① 再生処理施設の増改築・移設</p> <p>② 再生処理施設の改造もしくは変更</p> <p>ア. 主要設備の改造もしくは変更</p> <p>*主要設備とは主要機器(ベール解体機、破碎機、洗淨機(水・アルカリ洗淨機)、比重分離機、脱水機ならびにペレタイザーおよびポリエステル原料製造装置等)のほか、ベールの開梱・投入から処理して製品を保管するまでの工程の設備をいう。なお、除染工程機器(真空脱ガス処理等の不純物の除去等を行う除染工程機器)も含む。</p> <p>イ. 排水処理設備の改造もしくは変更</p> <p>ウ. 再生処理工程の変更</p> <p>エ. 設備・機器配置の変更</p> <p>オ. 原料・製品・残渣等の保管場所や保管量の変更(協会委託外含む)等</p> <p>③ 再生処理施設に関する許可・届出内容の変更</p> <p>ア. 一般廃棄物処理施設設置許可証に関する許可内容の変更(能力アップに関わらない変更も含む)</p> <p>イ. 指定可燃物貯蔵取扱い届出書に関する届出内容の変更 等 (届出数量のみの変更は完了報告のみとする)</p> <p>ウ. 特定施設届出書に関する届出内容の変更</p> <p>なお、代表者、社名変更に伴う変更のみは事前の変更願ひは不要です。変更後に届出事項変更届の書式で提出してください。</p>
<p>変更後に完了報告書を提出 (事前の変更願ひは不要)</p>	<p>上記、①、②、③に該当しない変更</p> <p>下記、④に該当しない変更</p>
<p>変更手続き不要</p>	<p>④ 設備・機器の部品の交換、変更およびこれに準ずる程度の変更</p>



(*1) 再生処理施設の変更願ひの提出方法

PETボトル再生処理施設の変更願ひに、変更前と変更後の内容が確認できる書類(フロー図、レイアウト図、仕様書、外形図等)を添えてPETボトル事業部宛に提出してください。(内容により、追加書類を要求する場合もあります)

変更願ひ受理後審査を行い、その結果に基づき「PETボトル再生処理施設の変更に関する承諾・不承諾通知書」を発送します。なお、不承諾通知を受け取った場合は、変更内容の再検討を行い、必要に応じて再度変更願ひを提出してください。

(3) 施設関係書類変更手続きの受付期間と能力査定

施設関係書類変更手続きについては、平成 31 年度登録申請において「能力変更をしない事業者」と「能力変更をする事業者」によって、受付期間、能力査定についての対応が異なります。

区分	平成 30 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 31 年度登録申請において能力変更しない事業者	 いつでも提出可能											
平成 31 年度登録申請において能力変更をする事業者	 注)この期間に変更を行った能力をベースとして、平成 31 年度登録申請における事業者の区分が決まる				登録審査期間のため、8月1日～9月30日まで施設関係書類の変更は不可(登録申請書類として7月31日までに提出すること)		 注)登録申請後の能力変更は、平成 31 年度の能力査定に反映しない					

※矢印は受付期間

(4) 完了報告時の必要書類について

施設変更完了後、速やかにPETボトル再生処理施設の変更完了報告書に必要な書類（資料8-4を参照）を添えて提出してください。書類には必ずページ番号と、差替・追加等の内容、日付を記入してください。

3. 法令順守に関わる書類の更新について

下記書類については、変更・更新の都度、変更届を提出することは不要です。

落札をした契約事業者を対象に、半年毎もしくは1年毎に提出してください。

(詳細については、別途REINSでお知らせいたします。郵送で提出してください)

(1) 該当資料と提出期間

書類番号	書類名	提出期間	
2-18-1	残さ処理計画書	半年毎提出(※2)	※1 提出期間は10月1日～10月31日
2-18-2	産業廃棄物処理委託契約書および許可証	半年毎提出(※2)	
2-19-2	品質検査記録	年1回提出(※1)	※2 提出期間は10月1日～10月31日 および4月1日～4月30日
2-20-1	敷地境界における騒音の測定結果と規制基準	年1回提出(※1)	
2-20-2	敷地境界における振動の測定結果と規制基準	年1回提出(※1)	
2-21	排水水質の測定結果と規制基準	年1回提出(※1)	
2-22-1	安全衛生管理体制と安全衛生教育計画	年1回提出(※1)	
2-22-2-1	作業環境騒音測定結果	半年毎提出(※2)	
2-22-2-2	騒音障害防止対策	半年毎提出(※2)	
2-22-2-3	定期健康診断記録(聴力検査を含む)	半年毎提出(※2)	

4. 登録申請書類の差替・追加の場合のページ番号について

登録申請後に登録申請書類の差替や追加を提出する場合は、次のようにページ番号を作成してください。ページ番号は提出するすべての書類の右下隅につけてください。書類の表題部分だけにつけることは認められません。A3用紙以上の大きさの場合はファイル折りした状態で見える場所につけてください。書類の綴じ方はISO 5457を基本にしてください。

ページ番号の構成

登録申請書類のページ番号に対応したページ番号 + 書類差替・追加の区別 + 書類作成年月日

(例1) 書類を差替する場合

書類を差替する場合は、ページ番号の後ろに「書類差替」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3 書類差替平成 30/05/01

(現行の2-8-3に代えて挿入するページであることを表す)

(例2) 書類を追加する場合

書類を追加する場合は、ページ番号の後ろに「書類追加」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3-1 書類追加平成 30/05/01

(2-8-3 と 2-8-4 の間に新たに追加挿入するページであることを表す)

(例3) 複数工場ある場合

複数工場ある場合は、末尾に工場名を加える。

2-8-3 書類差替平成 30/05/01 (A工場)

2-8-3-1 書類追加平成 30/05/01 (B工場)

5. 注意事項

- (1) PETボトル再生処理施設の変更願いの審査には時間がかかりますので、できる限り時間的余裕をもって変更願いを提出してください。
- (2) 書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。特段の理由がない限り、送り状は不要です。提出先は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部長 宛です。
- (3) 設備機器の変更に関しては、変更前・変更後の図面を提出してください。また、変更のあった機器に蛍光ペン等で原本1部・コピー1部、合計2部にマーカーをしてください。
- (3) 提出書類に不備があった場合には再提出を依頼します。
- (4) 上記のどの事項に該当するか判断ができない場合は、PETボトル事業部に相談してください。
- (5) 提出書類は添付した書式に従って作成してください。
- (6) PETボトル再生処理施設の変更願いのスケジュールに関しては、詳細なスケジュールを記載してください。承諾書受領後に何らかの理由でスケジュールが変更になる場合には、協会に必ず連絡してください。

以上